

京都市告示第 3 4 4号

京都市市税条例第 2 7 条の 6 第 4 項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次の表の「控除対象寄附金」の欄に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が「適用区分」の欄に定める期間に支出したものとします。

令和 4 年 9 月 5 日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
公益財団法人京都高度技術研究所に対する寄附金	京都市下京区中堂寺南町 1 3 4 番地	当該法人の主たる目的である業務	令和 4 年 1 月 1 日以後に支出された寄附金

(行財政局税務部税制課)